

市町村の中心市街地活性化対策への県の支援について

知事は就任以来、「輝く市町村を掲げ」、市町村との対話を大切に、しっかりと耳を傾けていただき、行動していただき、信頼関係の再構築に向けて、お取り組みいただき、感謝申し上げます。

長野県の発展と、県民福祉向上のため、引き続きのご尽力を、ご期待するところです。

中心市街地活性化対策への県の支援に関して、質問いたします。

「まちの顔」である中心市街地の衰退・空洞化は、商業機能の低下に留まらず、地域コミュニティ、地域文化の停滞、住環境の悪化など、様々な方面に悪影響を及ぼす恐れがあり、これらを防ぐためにも、中心市街地の活性化に取り組む必要があります。

また、中心市街地の活性化は、ただ単に、中心市街地内にとどまらず、その効果を周辺地域にも波及させます。そして、様々な分野、各方面において、地域住民全体の生活の向上、地域全体の発展に寄与することが期待できます。こうした面からも、中心市街地活性化の必要性は高いと判断されます。

このため、長野市、飯田市、塩尻市は、国の内閣府の認定を受けた中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地活性化対策に取り組んでいます。また、国の認定基本計画を策定しなくても、長野県内の数多くの市町村が、中心市街地活性化対策に取り組んでいます。

しかしながら、一方で、中心市街地の活性化の取り組みには、明確な処方

箋はなく、その対策が、すぐに効果を発揮できずに、苦慮していることも事実です。

今定例会の知事議案説明要旨のなかで、主要施策の大切な柱の一つとして、「中心市街地は心のよりどころであり、これからも賑わいをもち続けられるよう、総合的な対策を講じてまいります」と、述べられました。

そこで、はじめに知事にお尋ねいたします。知事は地方における中心市街地活性化対策の必要性や意義について、どのように考えているのでしょうか。知事の率直なお気持ちをお聞かせください。

次に、大町市では、国の認定基本計画を策定したわけではありませんが、平成20年に県の「中心市街地再生支援地区」の選定を受け、平成20年度から平成22年度まで、「中心市街地再生支援事業」により、中心市街地活性化対策に取り組んでいます。

さらに、平成21年3月には、「みんなで創る 大町まちなか 再生物語」をテーマとした、新しい「大町市中心市街地活性化基本計画」を策定し、大町市、大町商工会議所、商業者、まちづくり団体等を構成員とする「大町市中心市街地活性化協議会」を組織して、活性化対策に取り組んでいます。

県の「中心市街地再生支援事業」は、「地域における様々な団体、企業及び地域住民と市町村が連携して、中心市街地ににぎわいを取り戻す、具体的な

計画の策定と、その計画に基づく事業の実施に、自主的かつ、主体的に取り組む、モデル的で発展性のある事業に対して、集中的かつ、効果的に支援を行い、中心市街地に、にぎわいを取り戻すとともに、その成功事例を、全県的に広め、他地域の、中心市街地再生の気運醸成を図ることを目的」としてあります。そして、大町市をはじめ県内のいくつかの市町村がこの支援事業を活用しています。

そこで以下、商工労働部長にお伺いします。

はじめに県の「中心市街地再生支援事業」に関して、大町市において取り組んでいる活性化対策について、どのように評価しているのでしょうか。

とくに、全県的に、広められるような取り組みがあるのかどうか。現時点における評価をお尋ねいたします。

次に、先ほども申し上げましたように、県内の数多くの市町村が、中心市街地活性化対策に、取り組んでいる一方で、その取り組みに明確な処方箋はなく、その対策が、すぐに効果を発揮できないのが現状です。

しかしながら、この「中心市街地再生支援事業」による県の支援は、僅か3年です。中心市街地活性化対策には、時間がかかるにもかかわらず、わずか3年で「中心市街地ににぎわいを取り戻す」ことは、正直に申し上げて困難なことであり、3年間の県の支援が終了した後、支援を受けていた市町村は、その後、独自で活性化対策に取り組んでいくことが求められます。

独自に活性化対策に取り組めれば、まだ良いのですが、場合によっては、県の支援を受けて気運が醸成したにも関わらず、県の支援が終了したら、その活性化対策が終了してしまうということは、大変残念なことだと考えます。

そこで、県ではこの3年間の支援受けた市町村に対して、その後のアフターケアというか、ステップアップというか、さらなる支援を行う考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、中期総合計画の数値目標の一つである「県内商店街の空き店舗率」につきまして、計画策定時の平成17年度に、6.2%であるのに対し、目標である平成24年度には、同じく6.2%と、現状維持の目標設定を行っていますが、平成20年度の最新実績では、7.7%と悪化しています。

私は、この「県内商店街の空き店舗率」の、最新の数値の一つとってみても、中心市街地活性化対策は、大変難しい取り組みであると、考えざるを得ません。

もちろん、中心市街地活性化対策の主体は、あくまで、地元の市町村、商工会議所、商業者、事業者、市民団体等であり、県はそうした実施主体を、様々な形で支援していくことが、その役割であると考えます。

そこで、県は、この7.7%の数値をどのように評価・分析しているのか、お尋ねいたします。

また、このような状況に対して、従来と同じ手法では、決して改善は見込めません。県は、県内各地で取り組んでいる、中心市街地活性化対策に関して、今後、どのように支援をしていくのか、特に、従来とは違う支援の方法や、内容があるのかどうか、その基本的な考えをお尋ねいたします。